病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、都道府県立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は0とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

B　3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

D　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

4　都道府県立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、2に規定する都道府県立病院を除く。以下この表において「都道府県立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、都道府県立大学附属病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は0とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

B　3年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

D　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

4　都道府県立リハビリ病院病床数は、前年の七月一日現在における当該都道府県立のリハビリ病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院のうちその病床が主として同法第七条第二項第五号に規定する一般病床である病院で主として理学療法又は作業療法を行う病院をいい、2に規定する都道府県立病院を除く。以下この表において「都道府県立リハビリ病院」という。）の結核病床、精神病床及び感染症病床の許可病床数並びに一般病床及び療養病床の稼働病床数を合算した数に、都道府県立リハビリ病院ごとに次の算式により算定した数を合算した数を加えた数とする。

算式